

議案第 6 3 号

長久手市の議会の議員及び長の選挙における自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例及び長久手市の議会の議員及び長の選挙におけるビラの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例について

長久手市の議会の議員及び長の選挙における自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例及び長久手市の議会の議員及び長の選挙におけるビラの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和 7 年 1 1 月 2 5 日提出

長久手市長 佐藤有美

説 明

この案を提出するのは、公職選挙法施行令の一部改正に伴い、長久手市の議会の議員及び長の選挙における自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例及び長久手市の議会の議員及び長の選挙におけるビラの作成の公営に関する条例の一部を改正するため必要があるからである。

長久手市条例第 号

長久手市の議会の議員及び長の選挙における自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例及び長久手市の議会の議員及び長の選挙におけるビラの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例

(長久手市の議会の議員及び長の選挙における自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例の一部改正)

第1条 長久手市の議会の議員及び長の選挙における自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例（平成26年長久手市条例第5号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(ポスターの作成の公費の支払) 第5条 長久手市は、候補者（第3条の届出をした者に限る。）が同条第2号に定める契約に基づき当該契約の相手方であるポスター作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたポスターの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、<u>586円88銭</u>に当該選挙におけるポスター掲示場の数を乗じて得た金額に10万5,416円を加えた金額を当該選挙におけるポスター掲示場の数で除して得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。以下「単価の限度額」という。）を	(ポスターの作成の公費の支払) 第5条 長久手市は、候補者（第3条の届出をした者に限る。）が同条第2号に定める契約に基づき当該契約の相手方であるポスター作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたポスターの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、<u>541円31銭</u>に当該選挙におけるポスター掲示場の数を乗じて得た金額に10万5,416円を加えた金額を当該選挙におけるポスター掲示場の数で除して得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。以下「単価の限度額」という。）を

超える場合には、当該単価の限度額)に当該ポスターの作成枚数(当該候補者を通じて当該選挙におけるポスター掲示場の数に相当する数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。	超える場合には、当該単価の限度額)に当該ポスターの作成枚数(当該候補者を通じて当該選挙におけるポスター掲示場の数に相当する数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。
---	---

(長久手市の議会の議員及び長の選挙におけるビラの作成の公営に関する条例の一部改正)

第2条 長久手市の議会の議員及び長の選挙におけるビラの作成の公営に関する条例(平成26年長久手市条例第6号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(ビラの作成の公費負担額及び支払手続) 第4条 長久手市は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が前条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該	(ビラの作成の公費負担額及び支払手続) 第4条 長久手市は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が前条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該

契約に基づき作成されたビラの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が、<u>8円38銭</u>を超える場合には、<u>8円38銭</u>)に当該ビラの作成枚数(当該候補者を通じて、法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。 (公費負担の限度額) 第5条 第2条の規定による公費負担の限度額は、候補者1人について、<u>8円38銭</u>にビラの作成枚数(当該作成枚数が法第142条第1項第6号に定める枚数を超える場合には、同号に定める枚数)を乗じて得た金額とする。	契約に基づき作成されたビラの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が、<u>7円73銭</u>を超える場合には、<u>7円73銭</u>)に当該ビラの作成枚数(当該候補者を通じて、法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。 (公費負担の限度額) 第5条 第2条の規定による公費負担の限度額は、候補者1人について、<u>7円73銭</u>にビラの作成枚数(当該作成枚数が法第142条第1項第6号に定める枚数を超える場合には、同号に定める枚数)を乗じて得た金額とする。
--	--

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙から適用する。

議案の概要

1 改正の趣旨

この条例は、公職選挙法施行令の一部改正に伴い、長久手市の議会の議員及び長の選挙における自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例及び長久手市の議会の議員及び長の選挙におけるビラの作成の公営に関する条例の一部を改正するものです。

（背景・目的）公職選挙法施行令の一部改正に伴い、長久手市の議会の議員及び長の選挙におけるポスター及びビラの作成の公営に要する経費に係る限度額を引き上げることが目的とします。

2 改正の内容

(1) 第1条

長久手市の議会の議員及び長の選挙におけるポスターの作成の公営に要する経費に係る限度額を改めること。（第5条関係）

(2) 第2条

長久手市の議会の議員及び長の選挙におけるビラの作成の公営に要する経費に係る限度額を改めること。（第4条及び第5条関係）

3 今後の影響

条例の改正により、公費負担の増額が見込まれます。

4 附則について

(1) この条例は、公布の日から施行するものとします。

(2) この条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙から適用するものとします。